

平塚市通学路交通安全推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市立学校の通学路における交通安全の確保を図るため、平塚市通学路交通安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 通学路における交通安全の確保に向けた取組の方針を策定すること。
- (2) 通学路における安全対策の検討及び実施に関すること。
- (3) 通学路における安全対策の効果の把握に関すること。
- (4) 通学路における安全対策の内容の公表に関すること。
- (5) 通学路の合同点検の実施に関すること。
- (6) その他通学路における交通安全の確保を図るために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、学校教育部長をもって充てる。
- 3 副議長は、まちづくり政策部交通政策課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて、議長が招集する。

(意見の聴取等)

第5条 推進会議は、その検討事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、議長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、議長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条の規定は、部会について準用する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、学校教育部教育指導課学校安全担当に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

通学路交通安全推進会議委員

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課長
神奈川県平塚土木事務所工務部道路維持課長
平塚警察署交通第一課長
一般財団法人平塚市交通安全協会副会長
平塚市 PTA 連絡協議会代表
平塚市立小学校長会代表
平塚市立中学校長会代表
土木部道路管理課長
土木部道路整備課長
健康・こども部青少年課長
学校教育部教育指導課学校安全担当課長